

## 2 諸 規 程

### (1) 小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則

#### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。)第14条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校における成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定について定めることを目的とする。

#### 第2章 試 験

(定期試験及び中間試験)

第2条 定期試験は、各学期の学期末に期日を定め、一斉に行うことを原則とする。

2 定期試験は、講義・演習科目は原則として実施するものとし、平素の成績で評価できる科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

3 必要のある科目については、各学期の中間に中間試験を行うことがある。

(追 試 験)

第3条 病気その他やむを得ない事由により定期試験及び中間試験の全部又は一部を受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、直ちに別記様式の追試験願を学級担任及び科目担当教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 学則第24条による出席停止、忌引、災害、交通機関の不通又は校長が特に認めた事由による追試験の成績は、最高点を100点とする。

4 前号に掲げたものを除く事由による追試験の成績は、最高点を80点とする。

(再 試 験)

第4条 学年成績で40点以上60点未満の科目がある者に対しては、原則として再試験を行う。

ただし、第6条に該当する者及び4分の1を超えて欠課した科目の再試験は認めない。

2 再試験の点数が60点以上の場合、当該科目の学年成績の評価を60点とする。

(受験しなかった者の措置)

第5条 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。

(不正行為の措置)

第6条 試験中に不正行為を行った者については、その時間以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とする。また、それ以降に実施する当該年度の全ての再試験科目について、その受験資格を失う。

2 校長は学則第37条の規定により、前項の者を懲戒することができる。

#### 第3章 学業成績の評価及び単位修得の認定

(学業成績の評価)

第7条 学業成績は、科目ごとに試験の成績及び平素の成績(小テスト、レポート、課題、作品等)を総合した学年成績によって評価する。

2 学年成績は、学期ごとの成績を基に総合的に評価する。

3 学年成績は、100点法により評価し、次の区分により評語で表わす。

評 語	評 価 (100点法)
S	90点以上
A	80点以上 90点未満
B	70点以上 80点未満
C	60点以上 70点未満
D	60点未満

4 卒業研究その他100点法で評価できない科目は、可否により評価する。

5 評価方法については、シラバスに明記する。

(単位修得の認定)

第 8 条 出席時数が年間授業時数の3分の2以上で、学年成績の評価が60点以上の科目及び「合」と評価された科目については、単位を修得したものと認定する。ただし、原学年にとどめられた場合は、この限りでない。

(特別活動の判定)

第 9 条 特別活動は、出席状況、活動状況等により、可否を判定する。

#### 第 4 章 課程修了及び卒業の認定等

(学年課程修了の認定)

第 10 条 学年課程修了の認定は、単位修得状況、履修状況及び特別活動の出席状況等を総合的に審査し、小山工業高等専門学校判定会議（以下「判定会議」という。）の議を経て、校長が行う。

2 第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目をすべて修得していること。
- 二 累積認定単位数が、別表に定める単位数以上であること。
- 三 前学年の必修科目をすべて修得していること（ただし、第 1 学年を除く。）。
- 四 年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目がないこと。
- 五 年間授業時数の4分の1を超えて欠課した科目が4科目を超えないこと。
- 六 特別活動の判定が合格であること。

3 第 4 学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目をすべて修得していること。
- 二 累積認定単位数が、別表に定める単位数以上であること。
- 三 前学年の必修科目をすべて修得していること。

4 第 5 学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目及び必修科目をすべて修得していること。
- 二 当該学年までの累積認定単位数が167単位以上(うち一般科目について75単位以上、専門科目について82単位以上)であること。
- 三 卒業研究の評価が合格であること。

5 前 3 項の要件を満たさない者で、特別な理由があると判定会議で認められた者については、判定会議で審議の上、校長が学年課程の修了を認定することができる。

6 編入学した者には、その属する学年の規定を適用する。

(原級留置)

第 11 条 課程修了が認定されない者は、原級留置として原学年にとどめる。

2 原学年にとどめられた者は、学則第15条の規定により、再履修免除科目を除いた原学年に係る全科目を

再履修する。

- 3 再履修免除科目については、別に定める。
- 4 休学の場合を除き、引き続き2回原学年にとどまることはできない。

(再 評 価)

第12条 不合格科目を有し学年課程修了を認められた者に対して、当該年度の翌年に、不合格科目の再評価を行う。ただし、年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。

- 2 前項の再評価の成績は、60点を上限とする。
- 3 前項で合格した当該科目の認定については、第8条の規定を準用する。

(卒業の認定)

第13条 卒業の認定は、第5学年の課程修了が認定された者について、判定会議の議を経て、校長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程(昭和52年4月1日制定)は廃止する。
- 3 平成28年度以前に電気電子創造工学科に入学した者の第5学年の課程修了に必要な累積認定単位数は、この規則第10条第4項第2号の規定にかかわらず、170単位以上(うち一般科目について75単位以上、専門科目について85単位以上)とする。ただし、学年課程の修了が認められず原学年にとどまることになった者で、この規則の施行日に電気電子創造工学科第1学年に在籍する者については、この規則を適用する。

別表

第1学年から第4学年における学年の課程修了認定に必要な累積認定単位数

入 学 年 度	学 科 名	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
平成31年度以降入学者	機械工学科	25単位以上	58単位以上	91単位以上	124単位以上
	電気電子創造工学科				
	物質工学科				
	建築学科				
平成30年度以降入学者	物質工学科	26単位以上	59単位以上	91単位以上	129単位以上
	平成29年度以降入学者	機械工学科	26単位以上	59単位以上	93単位以上
平成29年度以降入学者	電気電子創造工学科	26単位以上	58単位以上	92単位以上	124単位以上
	物質工学科	26単位以上	59単位以上	91単位以上	129単位以上
	建築学科	26単位以上	58単位以上	91単位以上	125単位以上
平成28年度以前入学者	機械工学科	28単位以上	61単位以上	94単位以上	129単位以上
	電気電子創造工学科	29単位以上	63単位以上	98単位以上	135単位以上
	物質工学科	28単位以上	61単位以上	94単位以上	132単位以上
	建築学科	28単位以上	61単位以上	93単位以上	128単位以上